

いすみ市地域おこし協力隊員募集要項

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、コミュニティの存続などが懸念されるなか、市外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用することで、定住促進活動を通じて人口の増加による地域の活性化を推進するとともに、隊員の定住を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊員を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 2名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当するものを対象とする。

- (1) 年齢20歳以上（応募時点現在）
- (2) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合はいすみ市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既にいすみ市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (3) 普通自動車運転免許を持っていること。

3. 任期

初年度の委嘱期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長3年間（令和10年9月30日まで）とする。

なお、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として7時間45分とする。
※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動する。（早朝・晩の活動あり）
- (2) 活動日数は原則として1ヶ月20日間とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額222,000円とする。（1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり11,100円の日割り計算により支給するものとする。）
- (2) 市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行う。活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

分野	いすみ市観光地域づくり法人（DMO）で観光地域づくり事業
活動内容	いすみ市として、これまで「豊かな食と自然環境という地域資源を最大限活用した地域づくり」を推進しており、ただ従来の狭義の観光にとどまらず、広く訪れる人にとって満足度の高い地域づくりを行うという観点から現在、新生DMOの構築（再編）を進めているところです。「住みたい田舎ベストランキング」9年連続で首都圏エリア総合第1位（宝島社発行『田舎暮らしの本』）となっているほど暮らしの環境がよいいすみ市ですが、「住みたい」と思っていたくためにも、そのきっかけとしていすみ市に訪れていただき、満足して帰っていただくことが必要であり、そうした観点のもと、観光も分野横断的に取り組んでいく必要があります。 今回、地域おこし協力隊として募集を行うにあたっては、上記のような、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりという長期的な視点を持ちつつ、地域全体で稼ぐという精神で目の前の課題に一つ一つ取り組み、DMOの組織・事業づくりに貢献していただけるような方を募集いたします。具体的な活動内容は面接をしながら決めていくことにはなりますが、概ね、以下のような活動を行っていただく予定です。 （１）DMOでの観光地域づくり事業 DMOに所属し、地域住民や地域事業者、行政などと連携しながら、DMO事業のマネジメント・コンテンツの磨き上げ・受入環境の整備・情報発信などを行って頂きます。その際、あくまで地域目線・お客様目線を持ちつつ、自ら考えて行動できる方が望ましいです。また、将来に渡り地域全体で稼いでいくためにも、収益コンテンツについては、積極的に企業・お客様等へセールスプロモーションを行っていくといったオーナーシップを持つことができる方が望ましく、周囲と円滑なコミュニケーションができる方の応募を大いに期待します。 （２）DMOの運営管理 DMOとして観光地域づくりを進めていくにあたり、法人の持続可能な運営を図り組織全体の専門性を維持、向上させていくことが必要で、戦略・財務・体制構築のマネジメントを担える方を期待しています。 （３）その他 本人の適性や希望に合わせて、DMOでの事業を新たに立ち上げ、実施することも大いに歓迎します。

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- （１）隊員が行う活動に関する指導及び支援
- （２）活動拠点となる事務所の確保の支援
- （３）隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- （４）隊員が地域に定着するための支援
- （５）隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- （６）その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- （１）隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- （２）隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- （３）隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- （４）隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- （５）隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- （６）隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- （７）隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額５万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。また、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募手続

- （１）応募受付期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月３１日（木）まで

※令和７年７月３１日（木）必着。

- （２）応募方法

別紙「いすみ市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付して、いすみ市役所企画政策課に郵送又は持参。

- （３）書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、いすみ市役所企画政策課の窓口で配布する。また、いすみ市ホームページからもダウンロードにより入手可能。いすみ市ホームページURL <http://www.city.isumi.lg.jp/>

10. 選考

(1) 1次選考（書類選考）

1次選考として、書類選考を行い、結果を令和7年8月8日（金）までに応募者全員に通知する。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に令和7年8月22日（金）に第2次選考試験（面接）を行う。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和7年9月5日（金）までに文書で第2次選考受験者全員に通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

11. 応募、問い合わせ先

〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400-1

いすみ市役所 企画政策課（担当：江澤・鈴木）

Tel：0470-62-1382

Fax：0470-63-1252